

平成 29 年度税制改正に関する意見

平成 28 年9月

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

会長 進藤 孝生

平成 29 年度税制改正に関する意見

わが国経済は、緩やかな回復基調にあるものの、個人消費の伸び悩みや企業の設備投資への慎重姿勢等が見られるほか、アジア新興国等の成長鈍化、資源価格動向等、それを取り巻く世界経済は不透明感を増してきている。

日本経済を、さらに力強い成長軌道に乗せるべく、経済成長の原動力である企業活動の活性化および競争力確保の観点から平成 29 年度税制改正では以下の項目を要望する。

《重点要望項目》

◎ 未来投資に向けた立地競争力の確保

わが国企業が厳しい国際競争を勝ち抜き、持続的な経済成長を実現するための未来投資を推進するインフラとして、税負担の実質的な軽減による立地競争力の確保が必要である。

➤ 法人実効税率の引下げ等による実質的な税負担の軽減

平成 28 年度税制改正において標準実効税率が 30%を切る水準へ引下げられたところであるが、あくまで税収中立のもとで、課税ベース等の大幅な見直しにより、国内企業間の税負担が調整されたに留まっており、法人実効税率のみならず課税ベースについても国際的なイコールフットイングの観点からさらなる改善の余地が残されている。

具体的には、法人実効税率について、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準も踏まえ、OECD 加盟国平均の 25%程度への着実な引下げを目指すとともに、財源確保のために縮減された諸制度について、本来あるべき姿に戻す必要がある。

また、地方法人二税については、実質的な税負担に加え、地方行政サービスの対価としての受益と負担の適正化の観点からも、そのあり方について検討すべきである。

➤ 研究開発促進税制の拡充

研究開発は、わが国経済成長の礎となっている企業の競争力を維持・強化し、わが国が科学技術立国として中長期的に成長を続けるための重要な活動である。

経済のグローバル化の進展により、企業の国際的な機能・活動の分散が進むなか、新製品・新技術の開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で、研究開発促進税制は極めて重要な措置である。

これまで成長戦略で示されてきた「世界で最もイノベーションに適した国を創り上げる」という目標の達成に向けては、景気変動に左右されず、長期的に安定的に推進する企業の研究開発投資マインドを底上げする観点から、本税制の活用実績の大部分を占める総額型について税額控除割合をはじめ国際的に優位な制度に拡充すべきである。

➤ 償却資産に対する固定資産税の縮減・廃止

償却資産を課税客体とする税制は、一部の国や地域で限定的にみられるものの、国際的に極めて例外的であり、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっている。平成 28 年度税制改正において、中小企業者の取得する一部の機械装置についての軽減措置が期限限定で導入されたが、不十分と言わざるを得ない。

さらに、設備から生み出される所得に課される税との二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重するという課税の公平性の問題や、地方の支出に占める社会保障関係の割合が高まっている中での受益と負担の関係の問題等、多くの課題を内包していることから、償却資産に対する固定資産税は廃止すべきである。

また成長戦略により、生産設備の新陳代謝を進める企業を支援し、設備投資を増加させるための施策が講じられてきたが、わが国経済を取り巻く環境が不透明感を増すなか企業は設備投資に慎重になっており、新たに取得されるすべての機械・装置等の償却資産の保有に対して固定資産税を課すことはこれまでの政策の流れにそぐわないだけでなく、一層企業の設備投資意欲を減退させるものである。少なくとも、新規取得した償却資産から、それに係る固定資産税を廃止すべきである。

なお、地方の税財政を取り巻く諸事情から、それも困難な場合は、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。

◎ エネルギー関連課税の適正化

➤ 地球温暖化対策のための税の廃止

我が国のエネルギー事情は、東日本大震災以降、相次いで稼働停止した原子力発電の再稼働が遅滞する中、足元の経済活動を維持し、成長戦略を遂行する上では、震災以前よりも化石燃料依存度を高めざるを得ない状況に置かれている。

こうした中、「地球温暖化対策のための税」は、東日本大震災以前に決定された導入方針のまま、平成 24 年 10 月 1 日より施行され、平成 26 年 4 月 1 日、平成 28 年 4 月 1 日に税率が上昇、従来の石油石炭税に上乘せする形で化石燃料への課税が強化されている。現状において化石燃料に代替するエネルギー調達が可能でない中、この課税強化はエネルギーコスト増に拍車をかけ、経済活動の維持、拡大に逆行する政策となっている。

環境省は、「地球温暖化対策のための税」の税込規模について、初年度(平成 24 年度) 391 億円、平成 28 年度以降 2,623 億円と想定していた。実際には「地球温暖化対策のための税」導入以降の 4 年間においては、化石燃料依存度上昇のため、仮に同税が無かったとしても、石油石炭税本体分だけで約 2,500 億円の増収があったと見込まれる。

ただし、この増収分も含め、本来行われるべき税収の最終用途の明示や、税の目的である地球温暖化対策上の効果についての検証、説明は全く行われていない。

このように、「地球温暖化対策のための税」については、経済政策の観点からも、地球温暖化対策の観点からも、納税者が納得し得る合理性は認められず、直ちに廃止すべきである。

なお、「地球温暖化対策のための税」の用途拡大(森林吸収源対策への充当や地方の地球温暖化対策に充当するための税源移譲等)や、新たな税の創設には断固反対する。

➤ **石油石炭税における原料用途免税の本則非課税化**

鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、そもそも、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に課税する例はなく、本来的に非課税とすべきものである。

現状では、原料炭免税の適用期限について、「適用期限について、当分の間、延長する。」ことで、実質的に免税措置が継続することとされているものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とは言えず、租税特別措置法の免税措置ではなく、本則で非課税とする措置が不可欠である。

◎ **グローバルな企業活動を阻害しない国際課税制度の再構築**

近年、国際的な租税回避(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting 税源浸食と利益移転)を防止する観点から国際課税制度の見直しが進められているが、日本企業においては、むしろ海外での事業展開を促進・円滑化し、海外の活力を取込むことでわが国経済の成長に資するべく、グローバルな企業活動を阻害しないという観点からの国際課税制度の整備が必要であり、以下を要望する。

➤ **企業活動の実態に則した国内法制の整備**

- ・ 外国税額控除制度については、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長(現行3年→9年)や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の改善を図るべきである。
- ・ 移転価格税制については、国外関連者の定義において、実質的な支配力の観点から、50%以上の資本関係から50%超へと見直すべきである。また、文書化対応については、企業の実務負担に配慮した事務運営が求められる。
- ・ 外国子会社合算税制については、現行制度がOECD報告書においても一定の評価を受けていることから、改正の可否を含め、経済実態を持つ企業活動を阻害することのないよう、事務負担も考慮しつつ慎重に検討すべきである。
- ・ 利子税制については、国外関連者への過大な利子支払の抑制という本来の制度趣旨と企業実態を考慮し、改正の可否も含め慎重に検討すべきである。

➤ **BEPS 対応に係る国際的な協調体制での取組みと執行**

現在進められている BEPS 対応のための国際的な課税ルールの見直しに対しては、グローバルに活動する企業間の競争条件の均衡化の観点からも、国際的な協調体制の下

を進めていく必要がある。OECD/G20 以外の多くの国々も、包括的な実施枠組みにコミットし、効果的なモニタリングや適切な情報管理を通じ、不適切な課税や新たな二重課税が生じないように、適正な執行が行われるよう、官民を通じて働きかけていく必要がある。

《その他の要望項目》

○ 企業年金税制の整備

現在、少子高齢化が急速に進行する中で公的年金制度が見直されつつあり、これを補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度に対する税制面での適正な措置が必要である。

➤ 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に対する特別法人税は平成 11 年度より適用が停止されており、それを前提として、企業年金が運営されている。仮に停止が解除されれば、企業年金の積立金減少の可能性が高まり、制度の持続性・安定性が著しく損なわれかねない。拠出時及び運用時非課税、給付時課税という年金税制の基本原則を徹底し、また企業年金制度の普及や適正な運営を図る観点からも、企業年金等の積立金に対する特別法人税を速やかに廃止すべきである。

➤ 確定拠出型年金の拠出限度額の撤廃

企業年金制度は公的年金とともに老後の所得確保を図るための制度であり、少子高齢化が進む状況下においては企業年金の拡充が重要である。確定拠出型年金の非課税拠出限度額は平成 26 年度税制改正にて上げられたところではあるが、いまだ低い水準に抑えられている。このような拠出限度額の設定は確定給付型年金にはない税制上の制約であり、制度のバランスを欠くこととなっている。

企業年金に関する取り組みを支援することによって老後の所得を確かなものとし、また制度の中立性・公平性確保や制度の普及を進める観点から、企業型の確定拠出型年金の拠出限度額を撤廃すべきである。

○ 特定の事業用資産の買換え特例(9号買換え)の恒久化

長期に所有する土地等から別の土地等への買換え特例(9号買換え)は資産の有効活用を図るための制度であり、企業の事業再構築、戦略的投資に資する制度としてこれまで多くの企業で活用されてきた。企業が事業環境の変化に対応し、国内において事業を継続する上でスクラップ・アンド・ビルドは一定の間隔で繰り返されるものであり、大企業、中小企業を問わず広範に利用されている本買換え制度はその重要性・有効性を鑑みて、恒久化すべきである。

○ 役員報酬等にかかる税制の更なる改善

役員報酬及び賞与については、平成 18 年の会社法改正により、職務執行の対価として、会計上、費用計上されることとなったにもかかわらず、法人税法上の損金算入は一定の範囲に限定され、企業の自由な役員報酬制度設計の上で支障となっている。

平成 28 年度税制改正では、平成 27 年 6 月に上場企業への適用が開始されたコーポレート・ガバナンス・コードにおいて、役員報酬に関し「中長期的な会社の業績等を反映させたインセンティブ付けを行うべき」とされたことを受け、業績連動型役員報酬の損金算入要件の緩和、譲渡制限付き株式報酬の税務上の取り扱いの明確化により税法上損金算入範囲が拡充されたところである。

しかしながら、依然として、業績連動型役員報酬の損金算入については同族会社に対する適用除外があり、株式報酬についても、信託を利用した場合には適用が認められない等の制限があるため、インセンティブ付けを含めた企業の自由な制度設計のために、役員給与に関する損金算入範囲の更なる拡大を図るべきである。

○ 非住宅用地に対する固定資産税負担の適正化・均衡化

わが国企業にとって土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害し、わが国の立地競争力を低下させている。一方、地方自治体が条例により負担水準 60% まで引下げることができることとされる条例減額制度は、減収財源が担保されていないことなどからほとんど機能していない。

こうした状況から、企業の競争力を確保し、国内立地の促進するためには税負担の軽減や適正化を図るべきとの観点から、条例減額制度での対応でなく地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を 60% へ速やかに引下げるべきである。

○ 災害対策を促進する税制上の措置の拡充・恒久化

企業は災害による緊急事態発生時の事業継続の観点から、全国各地の事業所において地震・津波等の災害への対策を進めている。企業が実施する地震・津波等に係る防災・減災策の強化は、事業所のみならず周辺地域の防災機能の強化にも繋がることから、企業が自ら立案した計画に基づく防災・減災策を継続的かつ幅広く促進する必要がある。こうした企業の取組みを税制によって支援すべく、現行の固定資産税減免措置の恒久化や適用条件の緩和、また固定資産税のみならず防災・減災策に関して恒久的な法人税減免措置を設ける等、一層支援の枠組みを拡充すべきである。

- ・ 産業競争力強化法に基づく事業再編促進税制の延長
- ・ 土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の税率の特例の延長
- ・ 合同会社に対する構成員課税(パススルー課税)制度の導入
- ・ 連結納税の地方税への適用
- ・ 印紙税の見直し

以上